

役員退職金の節税効果と繰越欠損金の前倒し効果を活用する

- ▶ 役員退職金には退職所得控除と 1/2 課税による節税効果がある
- ▶ 役員退職金を支給する財源は法人税等の支払い後の資金となる
- ▶ 役員退職金による繰越欠損金を現役時代に前倒し活用する

個人が受け取る役員退職金には所得税がかかる

医療法人において老後資金として貯蓄した資金は、将来、個人が医療法人を勇退するタイミングで、役員退職金として支給することができます。

この場合、役員退職金を受け取った個人には所得税がかかります。

この役員退職金にかかる所得税は、退職所得として他の所得とは分離して所得税が計算されます（退職所得課税）。

具体的には、受け取った役員退職金の金額から退職所得控除を控除した残額の2分の1（以下「1/2 課税」といいます）に対して所得税がかかります。

但し、役員としての勤続年数が5年以下である人は、所得を2分の1とする計算の適用はありませんので、注意が必要です。

$$\text{(算式)} \quad \text{退職所得} = (\text{退職金額} - \text{退職所得控除}^{\ast}) \times 1/2$$

※退職所得控除

勤続年数 20 年まで：40 万円 × 勤続年数

勤続年数 21 年から：800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

役員退職金は法人税等が課税された後の資金から支給される

役員退職金を受け取った場合の退職所得にかかる所得税の計算については、以下のメリットがあります。

- ① 退職所得控除を控除することができる
- ② 2分の1 をかけることができる (1/2 課税) ※勤続 5 年超

将来の役員退職金として受け取ることができれば、1 年あたり 40 万円（勤続 20 年目まで）又は 70 万円（勤続 21 年目から）の退職所得控除が、給与所得控除とは

役員退職金にかかる所得税等と税負担率

退職金額	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
5,000 万	2,196 万 43.9%	884 万 17.7%	833 万 16.7%	782 万 15.6%	693 万 13.9%	608 万 12.2%
1 億円	4,993 万 49.9%	2,196 万 22.0%	2,140 万 21.4%	2,084 万 20.8%	1,986 万 19.9%	1,888 万 18.9%
1 億 5,000 万	7,790 万 51.9%	3,594 万 24.0%	3,538 万 23.6%	3,482 万 23.2%	3,385 万 22.6%	3,287 万 21.9%
2 億円	1 億 587 万 52.9%	4,993 万 25.0%	4,937 万 24.7%	4,881 万 24.4%	4,783 万 23.9%	4,685 万 23.4%

※所得税、復興特別所得税、住民税（均等割を除く）の合算で計算しています。

※勤続年数 5 年の場合は 1/2 課税の適用がないものとして計算しています。

※1 万円未満は四捨五入しています。

※税負担率 = 所得税等の金額 / 退職金額

別に適用することができ、さらに、退職所得控除後に 1/2 をかけますので、役員報酬に対する所得税等の半分以下の課税で済むことになります。

但し、役員退職金として支給できる財源は、医療法人内で貯蓄しますので、法人税等を支払った後の資金となってしまいます。

つまり、役員退職金として受け取る場合には、法人所得に対する法人税等と退職所得に対する所得税等の両方がかかることになるのです。

所得税等最高税率 55.945% が適用される場合のイメージ



※役員報酬財源は損金算入されますので法人税等がかかりません。



※役員退職財源は医療法人内に貯蓄されるため、法人税等がかかります。

※医療法人における法人税等は 25%、役員退職金の税負担率は 20% として計算しています。

この場合は、役員報酬で受け取る 1,000 万円を役員退職金として受け取ることで、手取りが 159 万円（600 万円 - 449 万円）増加します。

海外の学会又は病院視察等のための海外出張を実施する

- ▶ 業務の遂行上直接必要である海外出張のための旅費は経費算入
- ▶ 海外出張と観光旅行とを併せて行った場合には期間比等により按分
- ▶ 明らかに海外出張の目的を達成するために必要な同伴者分は経費算入

業務の遂行上直接必要である海外出張旅費は経費に算入

医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が、海外で開催される学会への出席、海外の病院施設の視察等、その海外渡航がその業務の遂行上直接必要であると認められる場合に限り、その海外渡航のための交通機関の利用、宿泊等の費用は、旅費交通費として、各年度の経費に算入することができます。

業務の遂行上必要な海外出張かどうかの判定

その海外出張が、業務の遂行上必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定するものとされています。

但し、次に掲げる旅行は、原則として業務の遂行上必要な海外渡航に該当しないものとされます。

- ①観光渡航の許可を得て行う旅行
- ②旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行
- ③同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

海外出張と観光旅行とを併せて行った場合

業務の遂行上必要と認められる海外出張と観光旅行とを併せて行った場合には、その旅費を海外出張と観光旅行の期間との比等により按分し、業務の遂行上必要と認められる金額のみを各年度の経費に算入することになります。

海外出張の直接の動機が業務上の理由である場合

海外出張の直接の動機が特定の取引先との商談、契約の締結等病医院の業務の遂行のためであり、その海外渡航を機会に観光を併せて行うものである場合には、その往復の旅費（その取引先の所在地等その業務を遂行する場所までのものに限る）は、業務の遂行上必要と認められるものとして取扱うことができます。

同伴者の旅費が経費に算入できる場合

業務の遂行上必要と認められる海外出張に際し、親族等を同伴した場合において、次に掲げる場合のように、明らかにその海外渡航の目的を達成するために必要な同伴と認められるときは、その旅行について通常必要と認められる費用の額は、旅費交通費として各年度の経費に算入することができます。

- ①自己又はその役員が常時補佐を必要とする身体障害者であるため補佐人を同伴する場合
- ②国際会議への出席等のために配偶者を同伴する必要がある場合
- ③その旅行の目的を遂行するため外国語に堪能な者又は高度の専門的知識を有する者を必要とするような場合に、適任者が病医院の使用人のうちにいないため、自己又は役員の親族又は臨時に委嘱した者を同伴するとき

医療法人で役員社宅を借りる

- ▶ 役員社宅を借りて役員へ貸与して、その家賃の一部を受領する
- ▶ 役員から受け取る家賃は、通常の賃貸料以上とする
- ▶ 豪華役員社宅は支払家賃と受取家賃が同額となりメリットがない

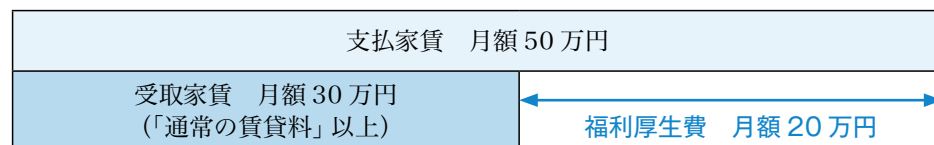
役員社宅を借りて役員に貸与して一定の賃貸料を受け取る

医療法人が、その役員のために住宅を借りて家賃を支払います（以下「支払家賃」といいます）。その住宅に住む役員から家賃（以下「受取家賃」といいます）を受け取っている場合には、その支払家賃と受取家賃との差額は、福利厚生費等として各年度の経費に算入することができます。

但し、役員から受け取る受取家賃は、「通常の賃貸料（月額をいいます。以下同じ）」以上でなければなりません。

例えば、支払家賃が月額50万円とします。役員への給与支給額から天引きする方法で受取家賃を月額30万円受け取ったとします。

受取家賃30万円が、「通常の賃貸料」以上である場合には、50万円－30万円＝月額20万円が福利厚生費等となります。



「通常の賃貸料」は、次のような区分で計算します。

①一般住宅	小規模住宅及び豪華役員社宅を除く住宅
②小規模住宅	小規模な住宅とは、その貸与した家屋の床面積（2以上の世帯を収容する構造の家屋については、1世帯として使用する部分の床面積）が132㎡（木造家屋以外の家屋については99㎡）以下であるものをいいます。
③豪華役員社宅	豪華役員社宅とは、家屋の床面積が240㎡を超えるもので、その住宅等の取得価額、支払賃貸料の額、内外装その他の設備の状況等を総合勘案して、その住宅等が社会通念上一般に貸与されているようなものではないものをいいます。

一般住宅の場合の「通常の賃貸料」の計算

（一般の役員社宅に係る通常の賃貸料の算式）

次のいずれか多い金額

$$\textcircled{1} \left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の家屋} \\ \text{の固定資産税の} \times 12\% \text{ (木造家屋以外} \\ \text{の固定資産税の} \times 6\% \text{ (木造家屋以外} \\ \text{の固定資産税の} \times 6\% \end{array} \right\} \times \frac{1}{12} + 12 \text{円} + \left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の敷地} \\ \text{の固定資産税の} \times 6\% \\ \text{課税標準額} \end{array} \right\}$$

②第三者へ支払う家賃の額×50%

（注）算式中「木造家屋以外の家屋」とは、耐用年数が30年を超える住宅用の建物をいいます。

小規模な住宅の場合の「通常の賃貸料」の計算

（小規模住宅に係る通常の賃貸料の額の算式）

$$\text{その年度の家屋} \\ \text{の固定資産税の} \times 0.2\% + 12 \text{円} \times \frac{\text{該当家屋の総床面積 (m}^2\text{)}}{3.3 \text{ (m}^2\text{)}} + \text{その年度の敷地} \\ \text{の固定資産税の} \times 0.22\% \\ \text{課税標準額} \quad \text{課税標準額}$$

豪華役員社宅の場合の「通常の賃貸料」の計算

医療法人の役員社宅のうち、「豪華役員社宅」については、その通常の賃貸料の計算にあたって、上記の算式は適用されず、その資産の利用につき通常支払うべき賃貸料に相当する額（時価）とされます。

つまり、医療法人が第三者への支払家賃と同額を役員個人が負担しなくてはなりません。

豪華役員社宅であるかどうかは、家屋の床面積が240㎡を超えるもので、その住宅等の取得価額、支払賃貸料の額、内外装その他の設備の状況等を総合勘案してその住宅等が社会通念上一般に貸与されているものかどうかを判定します。

なお、家屋の床面積が240㎡以下であっても、プール等のような設備若しくは施設又は役員個人の嗜好等を著しく反映した設備若しくは施設を有する住宅等については、豪華役員社宅とされます。

ただし、家屋の床面積が240㎡を超えていることのみをもって、豪華役員社宅として取り扱うことはありません。

持分あり医療法人の出資持分を相続時精算課税制度で贈与する

- ▶ 相続時精算課税は2,500万円の特別控除限度額まで贈与税がかからない
- ▶ 贈与時に贈与税はかからないが、相続時に特別控除額に相続税がかかる
- ▶ 贈与以降の出資持分の値上がり益に相当する部分が贈与移転できる

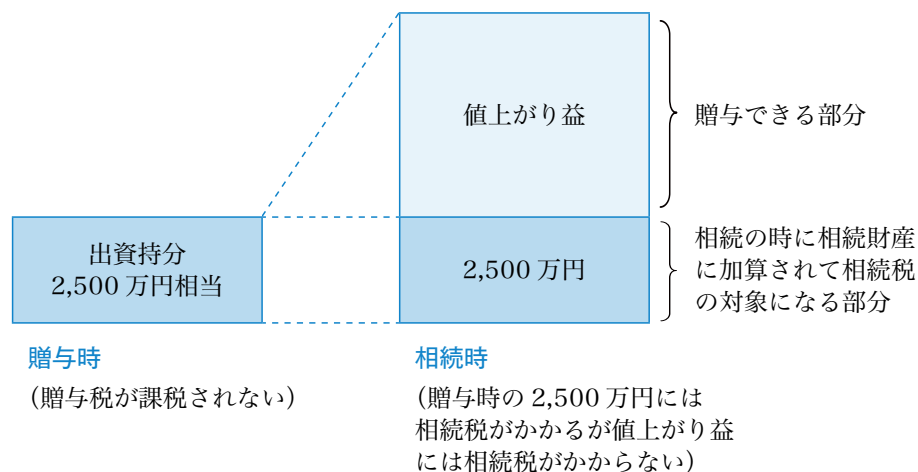
相続時精算課税制度を活用した出資持分の贈与で出資割合を減らす

持分あり医療法人は、その出資者が亡くなった時には、その出資者が保有している出資持分に対して相続税がかかります。

持分あり医療法人の出資持分は、相続税の計算において、純資産価額方式や類似業種比準価額方式等によって評価されますが、その計算方法によりますと、医療法人の設立後、各年度の決算において利益を計上し、その医療法人の内部に利益を蓄積した場合に、評価額が高くなる仕組みとなっています。

そこで、相続時精算課税制度を活用した出資持分の贈与により、その出資持分のうち特別控除額2,500万円に相当する持分を、一気にまとめて贈与しておくことで、出資持分の評価の値上がり益に相当する部分を後継者に贈与することができます。

相続時精算課税制度を活用した贈与のイメージ



贈与を受けた価額が2,500万円までは贈与税がかからない

相続時精算課税による贈与を受けた場合には、その受贈者の贈与税の計算において、贈与財産の価額の合計額から特別控除額（限度額：2,500万円）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。

$$\text{(算式)} \quad \{ \text{贈与財産の価額} - \text{特別控除 (2,500万円)} \} \times \text{贈与税率 } 20\%$$

つまり、出資持分の価額が2,500万円までの贈与を受けても、贈与税の課税はありません。

相続時精算課税制度は「相続の時に精算して課税される制度」

相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

相続時精算課税制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった場合には、相続税の計算上、相続財産の価額に、相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

つまり、特別控除額2,500万円は贈与税の計算からは控除されますが、その贈与した2,500万円に対しては、その贈与がなかったものとして、後に相続税が課税されてしまいます。

したがって、相続時精算課税制度によって贈与できる部分は、贈与した以降の出資持分が値上がりした値上がり益に相当する部分のみとなる訳です。

相続時精算課税を選択すると暦年課税は適用できなくなる

相続時精算課税を選択した場合には、それ以降、暦年課税の基礎控除額110万円を控除することはできませんので、贈与を受けた財産が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。

いったん相続時精算課税を選択すると、暦年課税には後戻りできなくなりますので、注意が必要です。

MS 法人を設立して親族に株式を贈与する

- ▶ MS 法人は一般的な「株式会社」として設立されることが多い
- ▶ MS 法人の株式は内部留保利益が蓄積する前に親族に贈与する
- ▶ 医療法人との間で取引を行う場合には取引条件及び役員兼務に注意する

MS 法人の特徴

MS 法人は、「メディカル・サービス法人」の略称で使用されています。

MS 法人という名称は正式なものではなく、一般的な「株式会社」として設立されることが多いようです。医療に関連する業務を行う会社や医師が設立する会社を MS 法人と呼び、いわゆる俗称といえます。

昭和 61 年の医療法改正による「一人医師医療法人（＝医師が一人の診療所でも医療法人が設立できる）」の制度ができてからは、比較的容易に医療法人を設立することができるようになり、敢えて MS 法人の設立によらず、医療法人を設立することが多く見受けられるようになりました。

MS 法人（株式会社）と医療法人との違い

項目	MS 法人 (株式会社)	持分あり医療法人	持分なし医療法人
出資者	株主	社員	社員
出資持分	あり	あり	なし
議決権	持分に応じる	1人1個	1人1個
役員	代表取締役・取締役・監査役 (取締役1名でも設立可能)	理事長・理事・監事(理事 3人以上、監事1人以上)	理事長・理事・監事(理事 3人以上、監事1人以上)
役員任期	10年以内	2年以内	2年以内
代表者要件	なし	医師(原則)	医師(原則)
残余財産帰属	出資者	出資者	国等
役員登記	役員全員	理事長のみ	理事長のみ
資産総額登記	なし	あり(毎年)	あり(毎年)
配当	任意	禁止	禁止
根拠法	会社法	医療法	医療法

MS 法人の法人税率は医療法人の法人税率よりも高い

MS 法人の各年度の所得金額に対しては、法人税等（地方法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税を含む）がかかります。医療法人と比較しますと、医療法人には事業税率の軽減及び保険診療の非課税所得の制度があることから、原則として MS 法人の法人税率の方が高くなります。

MS 法人と医療法人の法人税率の比較

所得金額	MS 法人 (東京都・資本金等 1 億円以下)	医療法人 (東京都・資本金等 1 億円以下)
年 400 万円以下の部分	22.45%	22.45%
年 400 万円超 年 800 万円以下の部分	24.89%	24.17%
年 800 万円超の部分	37.02%	34.01%

(注 1) 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までに開始する事業年度

(注 2) 法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の合算税率

(注 3) 事業税は標準税率で医療法人の保険診療にかかる非課税所得を考慮していない

MS 法人の株式を親族に贈与する

医療後継者には、持分あり医療法人の出資持分の贈与対策又は持分なし医療法人の設立によって、後継者への事業承継対策を行うことができます。

MS 法人については、その株主を親族（子供や孫）にし、その親族のために MS 法人に内部留保利益を残していけば、その内部留保利益に対しては相続税の課税が行われませんので、医療後継者以外の親族への相続対策とすることができます。

但し、医療法人と同様に、各年度の決算において利益を計上し、MS 法人の内部に利益を蓄積した場合に評価額が高くなる仕組みとなっていますので、内部留保利益が蓄積する前に株式を移転しておく必要があります。

MS 法人の活用事例と注意点

例えば、クリニックの土地建物を MS 法人が保有し、医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人へこれを賃貸し、家賃収入で得られる利益を MS 法人内に蓄積することが考えられます。その他にも医療機器のリース、事務・受付業務の業務委託等、MS 法人とクリニックとの間で取引を行うことが考えられますが、取引金額の設定は第三